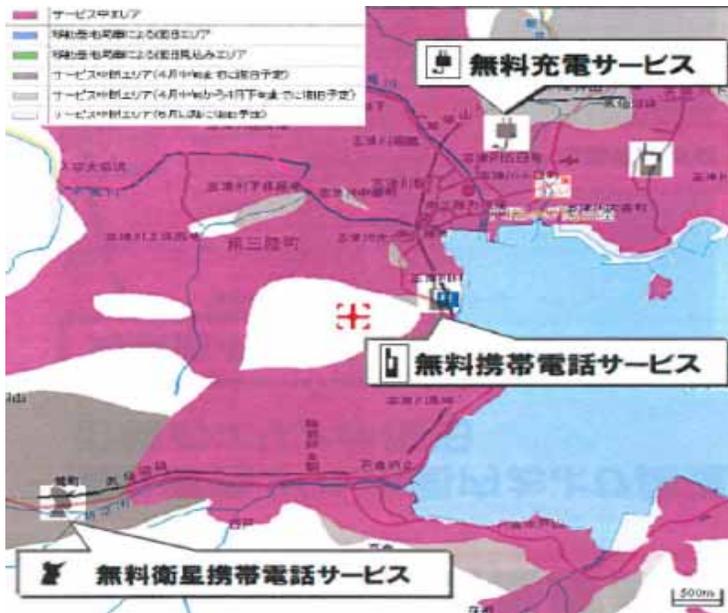




NTT docomo 「東北復旧エリアマップ」

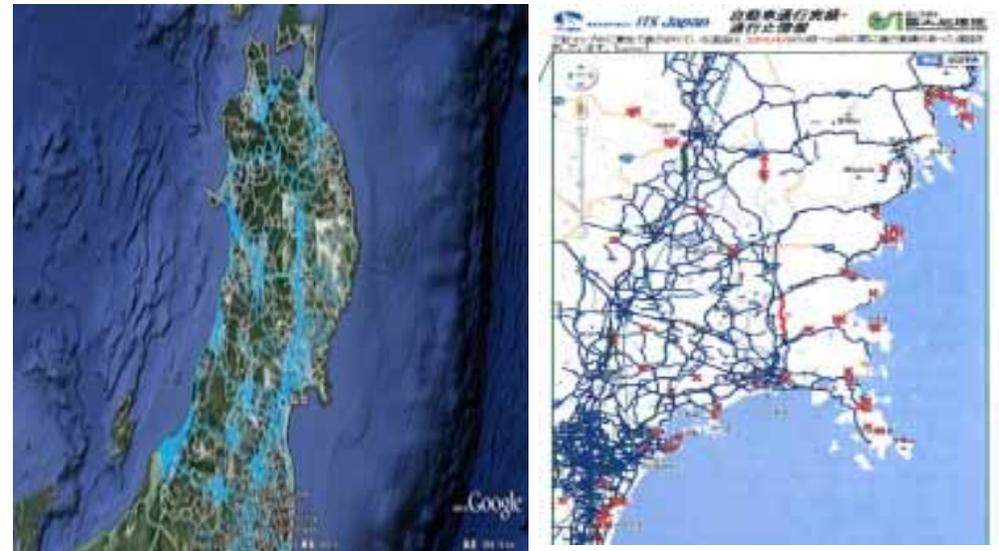
通信回線の復旧状況と移動基地局、無料携帯電話・無料衛星携帯電話・無料充電サービスの提供場所を地図上で公開。携帯電話利用可能区域の確認などに役立てられた。



出所) NTT docomo

本田技研工業(株)インターナビ「通行実績情報マップ」 ITS Japan「自動車通行実績マップ」

カーナビのプローブ情報(GPS)から 道路の「通行実績」を収集・集約し、Google Maps上で公開。被災地に向かう車両への情報提供に役立てられた。



出所) Honda Internavi

出所) ITS Japan



農作業、建設施工等の自動化

各種農作業を自動で行うトラクタ、田植機等や建設作業を自動で行うバックホウ、ブルドーザー等を開発することにより、生産性の向上や作業の効率化に資する。



準天頂衛星



屋内外シームレス測位を活用したサービス

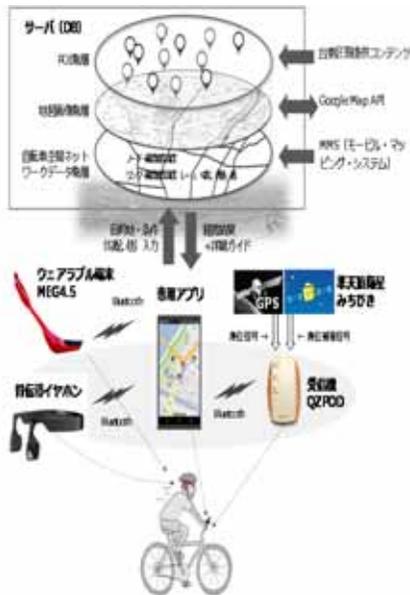
準天頂衛星等による高精度測位技術を活用し、誰もがストレスを感じることなく円滑に移動・活動できるストレスフリーな社会の実現を目指す。





準天頂衛星等を活用したナビゲーション

準天頂衛星やGPSの位置情報及び最新のウェアラブル機器を利用し、外国人等の土地不案内な自転車利用者に対しルート案内や観光案内をすることができる。平成26年度国土交通省G空間社会実証プロジェクトにおいて実証。



準天頂衛星等を活用した山岳遭難対策

準天頂衛星等による高精度測位技術を活用し、遭難危険箇所付近に近づいた登山者にアラートを出すことや、行動履歴の蓄積による遭難者救助の迅速化が見込まれる。平成26年度国土交通省G空間社会実証プロジェクトにおいて実証。

- 山岳遭難者は増加傾向。情報・理解不足の外国人やシニアの登山者増加に対し、遭難防止対策が課題。
→安全に登山を楽しんでもらうには、高精度測位技術を活用したスマホへの情報提供等による安全確保が必要。
- 準天頂衛星等による高精度の測位により、危険箇所付近に近づいた人に正確にアラート(警告)を発信。
- 高精度測位により正確な行動履歴を蓄積することで、ルートが計画と乖離した場合にアラートを発信したり、万一遭難した際に円滑に捜索したりすることが可能に。

(株)JISX、長野県の資料を基に国土交通省作成

計画と乖離したルートに入った場合、アラートを発信

高精度測位による正確な現在位置をもとに、危険地帯に近づいた人にアラート

(長野県)山岳遭難者は増加傾向

年次	登山者数	遭難者数	遭難率
H18	179	17	9.5%
H19	179	17	9.5%
H20	179	17	9.5%
H21	179	17	9.5%
H22	179	17	9.5%
H23	179	17	9.5%
H24	179	17	9.5%
H25	179	17	9.5%

登山者数・遭難者数の推移
○年次・4年連続過去最多 (H21→H25 22%)

遭難時には、行動履歴を基にした現在位置の推定により、迅速な捜索が可能

準天頂衛星の不感時はスマートフォンのジャイロ等のセンサーにより、行動履歴を補充し、現在位置を推定
→ジャイロの高精度化、性能向上

危険の察知、アラート

現在位置の把握

登山計画と実際の行動履歴の情報

山岳G空間データベース

予定日時	登山計画	実行日時
○月○日○時	□山の中層到着	×月×日×時
△月△日△時	××山の中層到着	未



3. 地理空間情報活用推進基本法について

- ・平成19年5月30日 議員立法により「地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）」成立
- ・同年8月29日施行

目的

国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

基本理念

地理空間情報の整備・提供、地理情報システム(GIS)や衛星測位の利用推進、人材の育成、関係機関の連携強化、その他の施策を総合的・体系的に実施

地理情報システムに係る施策と衛星測位に係る施策等が相まって地理空間情報を高度に活用する環境の整備

信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受する環境の確保

国土の利用・整備・保全、国民の生命・身体・財産の保護

地理空間情報の共用・地図作成の重複の是正・施策の総合性向上等、行政運営の効率化・高度化

多様なサービスの提供を通じた国民の利便性向上

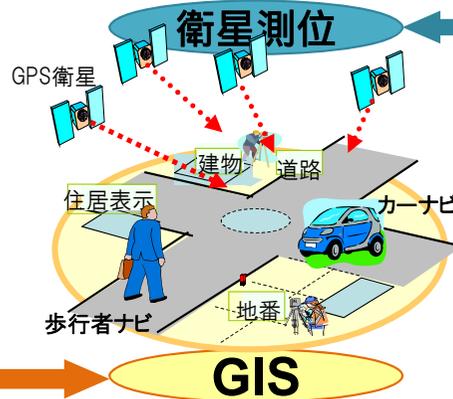
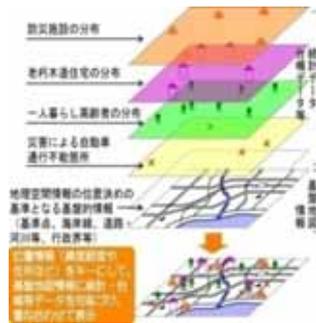
多様な事業の創出・事業活動の高度化等、経済社会の活力の向上・持続的な発展

民間事業者の能力の活用

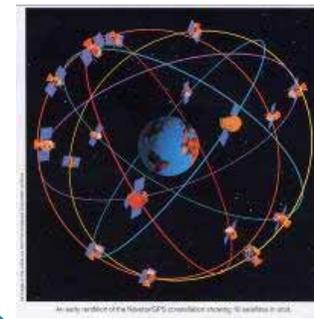
個人の権利利益侵害や国の安全への配慮

地理情報システム(GIS)

デジタル化された地理空間情報を電子地図上で一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行う情報システム



衛星測位



人工衛星から発射される信号を用いて位置や時刻情報を取得したり、これらを利用して移動の経路等の情報を取得すること

- 地理空間情報活用推進基本計画の策定
 - 地理情報システムに係る施策推進
 - 衛星測位に係る施策推進
- 等

4. 地理空間情報活用推進基本法に係る施策と体制について



地理空間情報活用推進基本計画

第1期計画：平成20年4月15日閣議決定
第2期計画：平成24年3月27日閣議決定

基本計画の目指すべき姿

地理空間情報活用推進会議（平成17年9月12日）

議長 内閣官房副長官（政務及び事務）
議長代理 内閣官房副長官補
副議長 内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省の各担当局長級
構成員 その他の関係省庁の局長級

誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり高度な分析に基づいた確かな情報を入手し行動できる
「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現」

国土の利用、整備及び保全の推進、災害に強く持続可能な国土の形成

変化する国土の状況が適時適切に把握可能になるとともに時間や位置による切り口での様々な解析が可能となる



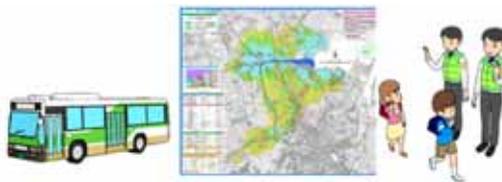
新たなサービス・産業の創出

屋内外問わず、位置をキーとした様々な情報の融合が可能となることにより、新たなサービスや産業が生まれる



安全・安心で質の高い暮らしの実現

身の回りの様々な情報が、場所と結びつけられる確かな行動や対応を可能とする



行政の効率化・高度化、新しい公共の推進

行政事務で取り扱う、地域に関する多くの情報が地理空間情報として効率的に共有化され、活用される



基本計画の基本的方針

- 方針1：社会的ニーズに応じた持続的な地理空間情報の整備と新たな活用への対応
- 方針2：実用準天頂衛星システムの整備、利活用及び海外展開
- 方針3：地理空間情報の社会へのより深い浸透と定着
- 方針4：東日本大震災からの復興、災害に強く持続可能な国土づくりへの貢献